

職員の懲戒処分について

7月26日（金）の産業交通水道委員会で御報告した無賃乗車・隠ぺい事案において、隠ぺいを図ろうとした駅務区長（以下「職員B」という。）が、当時駅務区に勤務していた元職員（以下「職員A」という。7月26日付けで免職処分を発令）に対し、勤務時間中であることを知りながら、自身が管理する業務用乗車券を貸与したうえで、通勤定期券（以下「定期券」という。）を購入しに行くよう指示したため、職員Aが貸与された業務用乗車券を使用して、勤務時間中に定期券を購入するに至った事案が発覚しましたので、事案内容、関係職員に対する処分及び再発防止策について、御報告いたします。

1 関係職員（職員B）

- (1) 所属・職種 高速鉄道部烏丸線運輸事務所・駅務区長
 - (2) 年齢・性別 57歳・男性
 - (3) 採用年月日 平成元年10月16日（勤続34年10か月）
- ※ 7月26日付けで減給処分（10分の5・1日）を発令

2 事案内容

(1) 7月1日（月）

- ・ 無札通過による無賃乗車行為に及んでいた職員Aについては、6月10日（月）に事案が発覚してから、同月30日（日）までの間、自宅で待機・謹慎させ、7月1日（月）からは、竹田駅にある研修所から九条駅にある烏丸線運輸事務所駅務区（以下「駅務区」という。）に勤務場所を変更し、事務作業等に從事させました。
- ・ また、先般の元職員C（7月26日付けで免職処分を発令）による機器の不正操作に伴う無賃乗車事案の発覚を受けて、職員課が全所属に対して、公共交通機関を利用して通勤する職員を対象とした定期券の実態調査を行いました。

(2) 7月2日（火）

- ・ 当該調査を受け、烏丸線運輸事務所長（以下「所長」という。）が職員Aに対して、定期券の写しの提出を求めたところ、勤務場所変更に伴い、回数券を使用して通勤している状況でした。
- ・ 所長から職員課に対して、職員Aの勤務場所を駅務区とした通勤手当の認定が可能か確認があったことから、職員課から所長に対して、認定可能であるため、速やかに通勤届を出し直すよう連絡しました。

(3) 7月3日（水）

- ・ 所長が職員Bに対して、「通勤経路が認められたため、速やかに定期券を購入するよう職員Aに伝えてほしい」と指示しました。
- ・ 所長から指示を受けた職員Bは、速やかに指示内容を遂行するため、自身が管理していた業務用乗車券を職員Aに貸与するとともに、勤務が終わるまでに通勤定期券を購入するよう指示しました。

- ・ 職員Bから指示を受けた職員Aは、勤務時間中において、貸与された業務用乗車券で地下鉄に乗車し、京都駅にある定期券発売所で定期券を購入し、再度、業務用乗車券を使用して、勤務場所に帰着しました。

3 事実確認

- ・ 8月7日（水）、市の広報担当から、「職員Aが、勤務時間中に業務用乗車券を利用し定期券を購入しに行った事実がある。職員Bが、勤務時間中に私用で使うことを指示提案した事実もある。」旨の「市長への手紙（匿名）」が、交通局に届きました。
- ・ 同月15日（木）、所長が職員Bに事情聴取を行ったところ、業務の一環として速やかに対応しなければいけないと考え、自身が管理していた業務用乗車券を職員Aに貸与するとともに、勤務が終わるまでに定期券を購入するよう指示したことを確認しました。
- ・ 駅務区に提出されていた職員Aの定期券の写しをもとに、定期券発売データを調査したところ、発売日時は、勤務時間中である7月3日（水）の午前9時27分であったことを確認しました。
- ・ なお、勤務場所の変更があった場合、その事実が発生してから速やかに通勤届を提出させ、職員課において通勤届の内容を認定した後、定期券を購入させています。

7月25日（木）以降は、一連の事案を踏まえた再発防止策として、公共交通機関で通勤する場合は原則定期券とし、定期券の購入状況を確認するシステムの運用を開始しております。また、7月3日（水）時点において、職員Aが定期券を所持していなかったことをもって、不正となるわけではありません。

4 処分

（1）処分内容

令和6年9月9日（月）付けで減給10分の5・1日の懲戒処分を発令しました。

（2）処分理由

勤務時間中であることを知りながら、自身が管理する業務用乗車券を貸与したうえで、定期券を購入しに行くよう指示したことは、「京都市交通局職員の懲戒処分に関する指針」に規定する「不適切な事務処理」及び「公金公物処理不適正」に該当する非違行為です。

また、これらの行為について、現場の管理監督者及び業務用乗車券の保管責任者である立場として行ったこと及び隠ぺい事案を発生させている状況下において、全く危機感がなく、立て続けに非違行為を行っていることを総合的に勘案したものです。

（3）管理監督責任

同日付けで、職員Bの行為に対する管理監督責任として、所長に対して、次長から嚴重口頭注意を行いました。

5 再発防止策

- ・ 9月9日（月）に「京都市交通局コンプライアンス推進委員会」を開催するとともに、管理者名での通達を発出し、全職員に対して、危機感の共有と、コンプライアンスの再徹底及び業務用乗車券の適切な取扱いを厳命しました。
- ・ 交通局無賃乗車・隠ぺい事案 調査・検証チームにおいて、本事案も取り上げたうえで、さらなる再発防止に取り組んでまいります。